

11月赤旗

ウーバー配達員は「労働者」

「ギグワーカー」初 都労委、団交権認定

東京都労働委員会は

25日、飲食宅配代行サービス「ウーバーワークス」の配達員を労働組合法上の労働者と認定し、運営会社に対し労働組合との団体交渉に応じるよう救済命令を出しました。

新型コロナウイルス禍で拡大した宅配の仕事を請け負う「ギグワーカー」に対し、労働者としての権利を認めた初の判断とみられます。

運営会社は「サービス利用者の配達員は顧客で、労働力として利益で、労働者として利用していない」とし、「ウーバーワークス」は命令書で「運営会社は配達員に『プラットフォーム（基盤）を提供するだけにとどまらない』と主張していました。たたかれていたのは配達員らの労働組合「ウーバーワークスユニオン」。配達員は同社の従業員ではなく「個人事業主」として働いており、労災や雇用保険が適用されないことから、運営会社側に対し団体交渉を要求していま

いました。配達中の事務が行われていることから、「配達員は労務を供給している可能性が強く推認される」と判断しました。申し立てていたのは配達員らの労働組合「ウーバーワークスユニオン」。配達員は同社の従業員ではなく「個人事業主」として働いており、労災や雇用保険が適用されないことから、運営会社側に対し団体交渉を要求していま

た。

11月赤旗